

駐車場法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）（抄）	1
○ 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）	1

○駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）（抄）

（構造及び設備の基準）

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

○駐車場法施行令（昭和三十三年政令第三百四十号）（抄）

（換気装置）

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。